

令和8年度 つるおかエール奨学金返済支援事業 募集要項【学生応募枠】

鶴岡市では、将来の地域産業の担い手となる若者の地元回帰・定着を促進するため、大学等卒業後に、鶴岡市内に定住・就業した場合に奨学金の返済を支援する事業の対象者を募集します。

この事業は、山形県が実施する新やまがた就職促進奨学金返還支援事業（以下「県事業」という。）の対象者に支援金額を上乗せして交付するほか、県事業の対象とならない方には、市が独自に支援金を交付するものです。

1 応募資格

現在、日本国内に所在する高等教育機関（以下「大学等」という。）に在学している者で、次の①又は②それぞれについて、(1)～(6)の全てに該当する者としてします。

	① 市内出身者 市内の中学校を卒業した者又は市内の高等学校の卒業時点で市内に居住（住民基本台帳に登録）していた者	② 市外出身者 左記以外の者
(1)	次に掲げる大学等に在学している者 ア 大学院(修士・博士課程) イ 大学 ウ 高等専門学校(第4、第5学年及び専攻科に限る。) エ 短期大学 オ 専修学校専門課程 カ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門学校	次に掲げる庄内地域に所在する大学等に在学している者 ア 山形大学農学部 イ 東北公益文科大学 ウ 鶴岡工業高等専門学校(第4・第5学年及び専攻科に限る。) エ 慶應義塾大学先端生命科学研究所 オ 鶴岡市立庄内看護専門学校 カ 酒田市立酒田看護専門学校 キ 酒田調理師専門学校
(2)	修学のため、次に掲げる資金のいずれかを利用している者（申請時点において貸与期間内であること） ア 日本学生支援機構第一種奨学金 イ 日本学生支援機構第二種奨学金 ウ 鶴岡市育英奨学金	修学のため、次に掲げる資金のいずれかを利用している者 ア 日本学生支援機構第一種奨学金 イ 日本学生支援機構第二種奨学金
(3)	<p>市内に事業所を有する法人、団体若しくは個人事業主（以下「市内企業等」という。）への就業又は市内での創業を希望する者 また、公務員は本事業の対象外ですが、鶴岡市立庄内病院で看護師・助産師として就業することを希望している方は、本事業の対象となります。</p> <p>※ 医師・看護師等・保育士・介護福祉士・病院薬剤師には、県が実施する修学資金（山形県医師修学貸付、山形県看護職員修学資金、山形県保育士修学資金、山形県介護福祉士修学資金、山形県社会福祉士修学資金）のほか、市が実施する鶴岡市立庄内病院医師修学資金、鶴岡市庄内病院医療従事者修学資金など、一定の条件を満たす場合、返済が免除される有利な制度があります。本事業よりも有利</p>	

	<p>となるこれらの資金の利用も検討のうえ、本事業への申込みを判断してください。</p>
(4)	<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>ア 大学等卒業後、13 か月以内に市内に居住し、かつ、3 年間以上継続して居住する見込みの者</p> <p>イ 大学等卒業後、13 か月以内に市内で就業し、かつ、3 年間以上継続して就業する見込みの者</p> <p>※ただし、次のすべてに当てはまる雇用形態とします。</p> <p>① 雇用主との間で6月以上（更新による継続を含む。）の労働契約を締結していること。</p> <p>② 雇用保険の被保険者（会社役員又は個人事業主の同居親族である場合を除く。）であり、1 週間の勤務時間が30時間以上であること（傷病、育児及び経済上の理由等により一時的に通常の勤務時間から短縮して勤務している場合を除く。）。</p>
(5)	<p>県事業へ応募する者 → 5 応募書類（1）</p> <p>〔 令和8年度募集期間 5月18日（月）～6月30日（火） HP https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kyoiku/hojyo/hojoshien/kenhenkanshien.html 〕:</p> <p>ただし、次に掲げる者（県事業対象外である者）は除く。 → 5 応募書類（2）</p> <p>ア 「1 応募資格（2）」で示す奨学金の他、修学資金等を利用している者</p> <p>イ 就業予定先が鶴岡市立荘内病院看護師または同病院助産師である者</p>
(6)	<p>本事業により返済支援を受けようとする奨学金について、申請時点において、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除を受ける予定がない者</p> <p>※ 山形県若者定着奨学金返還支援事業（以下「旧県事業」という。）、やまがた就職促進奨学金返還支援事業、又は県が実施する修学資金等による支援は除きます。</p>

2 募集人員

50名程度

3 募集期間

令和8年5月18日（月）から令和8年6月30日（火）17時（必着）まで

県事業については、「応募年度以降の修学年数」が支援の対象となります。

市事業では、修学期間中であればいずれの学年でも応募が可能です。ただし、令和9年度から県事業と同様に、応募年度以降の修学年数を支援の対象とする見込みです。

4 提出方法

(1) 電子申請

ウェブ上のフォームに必要な事項を入力してください（証明書等の添付資料は電子データでアップロード可能）。

HP : https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/shigoto/gakusei_bosyu_r05.html

(2) 持参又は郵送

以下まで持参又は郵送により提出してください。応募書類の返却はできません。

【提出先】 鶴岡市企画部政策企画課 〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号
鶴岡市教育委員会管理課 〒997-0346 鶴岡市上山添字文栄100番地5

応募書類

(1) 県事業へ応募する方の場合

- ア つるおかエール奨学金返済支援事業助成候補者認定申請書（様式第1号）
- イ 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】
助成候補者認定申請書（様式1）
- ウ 高校等の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し
- エ 大学等の在学証明書（写し可）又は学生証の写し
- オ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し（奨学金の貸与を受けている者）
- カ 家計支持者（父母又は父母以外で家計を支えている人）全員の所得に関するそれぞれの証明書の写し。収入がない場合は、収入がないことの証明書（所得証明書等）の写し（申請時点で取得可能な直近の年のもの）
 - ・給与所得者の場合は、前年分の源泉徴収票の写し
 - ・給与所得者以外の場合は、申請時点で提出可能な直近の年の確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し（税務署の受付印があるもの）
 - ・確定申告を電子申告により行った場合は、申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知を添付）
- キ ひとり親世帯等への該当に関する確認書（ひとり親世帯等の加算に該当する場合のみ）
(イ～カは県事業への応募書類を市事業の応募書類として代用します。2部提出いただく必要はありません。)

(2) 「1 応募資格(2)」で示す奨学金の他、修学資金等を利用している、または、就業予定先が鶴岡市立荘内病院看護師または同病院助産師である場合

- ア つるおかエール奨学金返済支援事業助成候補者認定申請書（様式第1号）
- イ 大学等の在学証明書（写し可）又は学生証の写し
- ウ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し（奨学金の貸与を受けている者）
- エ 家計支持者（父母又は父母以外で家計を支えている人）全員の所得に関するそれぞれの証明書の写し。収入がない場合は、収入がないことの証明書（所得証明書等）の写し（申請時点で取得可能な直近の年のもの）
 - ・給与所得者の場合は、前年分の源泉徴収票の写し
 - ・給与所得者以外の場合は、申請時点で提出可能な直近の年の確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し（税務署の受付印があるもの）
 - ・確定申告を電子申告により行った場合は、申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知を添付）
- オ ひとり親世帯等への該当に関する確認書（ひとり親世帯等の加算に該当する場合のみ）

6 助成候補者の認定

応募書類により審査のうえ助成候補者として認定し、8～10 月頃を目途に文書により通知します。なお、県事業と市事業は、それぞれで認定の審査を行うため、県事業のみの認定若しくは市事業のみの認定となることがあります。

助成候補者として認定した後、以下の事由に該当した場合は、認定を取り消します。

ア 奨学金の貸与を取り消された場合又は受けることができなかった場合

イ 奨学金の返還が免除された場合

ウ 助成候補者が辞退する場合

エ 大学等卒業後 13 か月以内に鶴岡市内に居住を開始しなかった場合

オ 鶴岡市内に居住後 3 年以内に鶴岡市外へ転出した場合

カ 大学等卒業後 13 か月以内に市内企業等に就業しなかった場合

キ 鶴岡市外で就業した場合

ク 大学等を中退した場合ケ 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。以下同じ。）による離職期間が通算して 6 か月を超えた場合

コ 就業先の都合又は病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して 12 か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）

サ 助成候補者認定後の手続きに必要な提出書類が提出期限を過ぎても提出されず、提出の求めにも応じなかった場合

※ 大学等卒業後、13 か月以内に市内企業等に就業したものの、就業先の都合により市内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合は、申請により取消が猶予されることがあります。

7 助成方法

(1) 助成対象者の認定

助成候補者が、大学等を卒業後 13 か月以内に鶴岡市内に居住・就業（創業を含む。）し、かつ、通算して 3 年間市内に居住・就業した後に、申請により助成対象者として認定します。

(2) 返済支援額

返済支援額は、大学等在学中の貸与額に相当する額です。ただし、支援金額の上限は、4 万 2 千円×大学等の正規の修学年数×12 月を上限とします。なお、在学中にひとり親世帯等※に該当する期間がある場合は、当該期間については、4 万 2 千円を 5 万 2 千円に読み替えるものとします。

※ひとり親世帯等：以下の①②いずれも満たす者

① 申請者の養育者が児童扶養手当を受給したことがあること。

② 申請者が大学等在学中、養育者が児童扶養手当を受給していた当時から引き続き同じ状況にある、又は引き続き同じ状況にあった期間を有すること。

・大学等を卒業後、鶴岡市以外の県内市町村に居住した場合や、居住開始から 3 年以内に鶴岡市以外の県内他市町村へ転居した場合は、県事業の支援のみ（ただし、支援月額減額あり）対象となります。

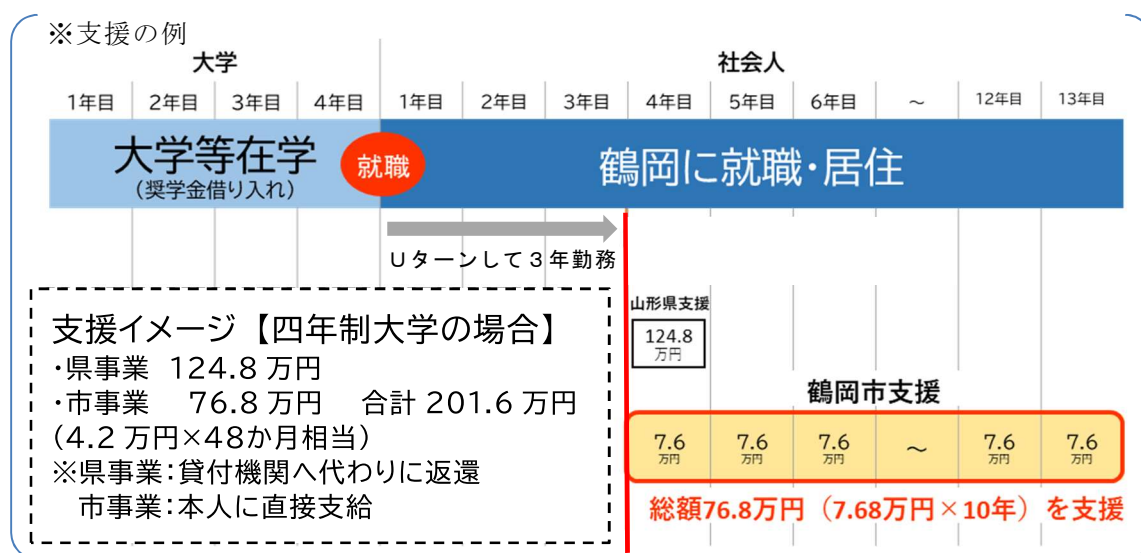
・災害、傷病、経済困難、失業等の返還困難な事情により、奨学金等の返還減額又は返還期限猶予を受けている場合は、減額又は猶予を受けていないものとして算出します。

・居住・就業の状況により、支援金額が変わる場合があります。

(3) 助成方法

助成対象者からの申請に基づき、前号の返済支援額から県事業の返還支援額を除いた金額を10で除して得られる額を、毎年一回、最大10回(10年間)に分割して本人に支払います。

- ・一時的な転勤など、居住・就業の状況により、支援を中断する場合があります。
- ・支援期間中に市外に転出した場合は、以降の支援を受けることができません。



(4) 助成対象者の認定の取消

以下のいずれかに該当した場合は、助成対象者の認定を取り消します。

- ア 奨学金等の返済が免除された場合(死亡、精神若しくは身体の障害等による免除等)
- イ 市外に居住した場合
- ウ 自己都合による離職期間が6か月を超えた場合
- エ 就業先の都合又は病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合
- オ 奨学金の返済に延滞がある場合

8 助成候補者認定後の手続き

以下のいずれかに該当する場合、手続きが必要です。手続きを行わない場合、支援を受けられなくなることがあります。なお、県事業の助成候補者の場合は、県への提出書類を本事業への提出書類として代用します。

(1) 当初の申請内容に変更があった場合

	提出期限	提出書類
連絡先や住所等の変更があった場合	—	ア 状況報告書【様式2】

(2) 大学等を卒業後、更に進学した場合

	提出期限	提出書類
大学院等に進学した場合	進学した日から 3か月以内	ア 在学期間延長承認報告書【様式3】 イ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し ウ 進学先の在学証明書又は学生証の写し

※大学院等の進学に係る奨学金について返済支援を希望する場合は、改めて当事業への申請が必要です。

(3) 大学等卒業後

	提出期限	提出書類
市内就業開始年度 (1年目)	就業後 3か月以内	ア 就業状況等報告書【様式4】 イ 住民票の写し(マイナンバーの記載のないもの) ウ 在職証明書【様式5】(企業等に勤務している場合) エ 貸与奨学金返還確認票の写し
2年目・3年目	毎年 9月30日まで	ア 就業状況等報告書【様式4】 イ 前年の確定申告書の写し(個人事業主の場合のみ)
就業期間が通算して3年を経過したとき	3年経過後 3か月以内	ア 助成対象者認定申請書 イ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し ウ 在職証明書【様式5】(企業等に勤務している場合) ※ 3年間の就業が確認できるもの エ 前年の確定申告書の写し (個人事業主の場合) オ 奨学金返還証明書の写し(直近のもの)
4年目～13年目	翌年の 4月30日まで	ア 交付申請書兼請求書 子イ 居住・就業報告書【様式6】 ウ 奨学金返還証明書の写し エ 住民票の写し (マイナンバーの記載のないもの) オ 在職証明書【様式5】 (企業等に勤務している場合) カ 市税納付状況の照会に係る届出 キ 前年の確定申告書の写し (個人事業主の場合)

(4) 離職した場合

	提出期限	提出書類
離職後、再び就業した場合	再就業後 1か月以内	ア 就業状況等報告書【様式4】 イ 雇用保険被保険者離職票又は退職証明書の写し(退職年月日が確認できるもの)

		ウ 再就業にかかる在職証明書（再就業年月日が確認できるもの）【様式 5】
離職後、やむを得ない事情により就業できない場合	離職後 1 か月以内	<p>就業先の都合又は病気、けが等やむを得ない事情により、離職後に就業できず、求職又は離職期間を <u>12 か月までに延長することを希望する場合。</u></p> <p>ア 求職・離職期間延長承認申請書【様式 7】 イ 雇用保険被保険者離職票又は退職証明書の写し（退職年月日が確認できるもの） ウ 医師の診断書（病気、けが等の場合）</p>

(5) 辞退する場合

	提出期限	提出書類
取消の要件に該当する場合等	—	認定辞退報告書【様式 8】

(6) 提出場所

〒997-8601 鶴岡市馬場町 9 番 25 号
鶴岡市企画部政策企画課（鶴岡市役所 5 階）
TEL:0235-35-1184

鶴岡市長 様

つるおかエール奨学金返済支援事業助成候補者認定申請書

つるおかエール奨学金返済支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、次のとおり申請します。

〒

申請者 住 所 _____
 ふりがな _____
 氏 名 _____

以下の記載内容を確認し、該当する場合☑してください。

鶴岡市内に就業・居住することを具体的に検討しており、助成候補者として認定を受けることを希望する。

他の制度による返還支援又は返還額の減額若しくは免除を受ける予定がない。
 （ただし、山形県若者定着奨学金返還支援事業、やまがた就職促進奨学金返還支援事業及び新やまがた就職促進奨学金返還支援事業を除く。）

募集要項の内容について理解した。

卒業学校等	中学校	鶴岡市立 _____ 中学校 _____ 年 卒業 _____ 中学校 _____ 年 卒業
	高等学校	_____ 高等学校 _____ 年 卒業 高校卒業時点での住所 〒 _____
ひとり親世帯等 (該当する場合のみ)	養育者の状況	_____ 年 _____ 月まで児童扶養手当を受給 養育者の住所・氏名（県事業申請者は記入不要） 住所 〒 _____ 氏名 _____
申請者	生年月日	(西暦) 年 月 日生 性別 _____
	電話番号(携帯)	_____ メールアドレス _____
家族連絡先	ふりがな	_____
	氏 名	_____
	住 所	〒 _____
	電話番号	自宅 _____ 携帯 _____

(裏面に続く)

(裏面)

大学等	名 称	第 学年		
	所在都道府県		卒業予定	(西暦) 年 月

支 援 を 申 請 す る 奨 学 金 い ず れ か 一 つ に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構第一種奨学金	貸与月額	_____ 円	
	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構第二種奨学金	返済残額	_____ 円	
	<input type="checkbox"/> 鶴岡市育英奨学金	貸与予定期間	(西暦) _____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月	
県 外 に お け る 就 業 実 績	就 業 先		所在地	
	在職期間	(西暦) _____ 年 _____ 月 ~ _____ 年 _____ 月		

【様式2】

令和 年 月 日

鶴岡市長 様

住 所 _____

氏 名 _____

状況報告書

令和8年度つるおかエール奨学金返済支援事業募集要項の規定に基づき、次のとおり報告
します。

変更する項目に✓	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 氏名の変更		
<input type="checkbox"/> 住所の変更		
<input type="checkbox"/> 電話番号又は メールアドレスの変更		
<input type="checkbox"/> 卒業予定年月の 変更		
<input type="checkbox"/> 奨学金の貸与額や 貸与期間等の変更	(例) 月額 80,000 円 総額 3,840,000 円 貸与期間 R8.4~R12.3	(例) 月額 50,000 円 総額 2,400,000 円 貸与期間 R8.4~R12.3
<input type="checkbox"/> その他の変更		

【様式3】

令和 年 月 日

鶴岡市長 様

氏名 _____

在学期間延長承認報告書

令和8年度つるおかエール奨学金返済支援事業募集要項の規定に基づき、進学先大学等を卒業（修了）するまで在学期間を延長したいので報告します。

助成候補者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	(西暦)	年 月 日	性別
	住所	〒		
	電話番号		メールアドレス	
卒業大学等	名称			
	所在都道府県			
	卒業年月	(西暦)	年 月	
進学大学等	名称			
	所在地			
	卒業予定年月	(西暦)	年 月	
添付書類	<input type="checkbox"/> 大学等の卒業証明書又は大学等の卒業証書の写し 【必須】 <input type="checkbox"/> 進学先の在学証明書又は学生証の写し 【必須】			

大学院への進学や短期大学から4年制大学への編入などにあたり、新たに貸与を受けた奨学金についてつるおかエール奨学金返済支援事業による支援を希望する場合には、改めて助成候補者の認定申請を行う必要があります。

【様式4】

令和 年 月 日

鶴岡市長 様

氏名 _____

就業状況等報告書

令和8年度つるおかエール奨学金返済支援事業募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

就業 1年目 ・ 2年目 ・ 3年目 (○で囲む)

助成候補者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日	性別	
	住所	〒		
	電話番号		メールアドレス	
就業先 (支店、営業所等 まで記載)	名称			
	部署名・職名			
	所在地	〒		
	就業開始日	(西暦) 年 月 日		
	本社所在地			
添付書類	<p>【就業1年目】</p> <p>必須 <input type="checkbox"/> 在職証明書 (様式5)</p> <p><input type="checkbox"/> 住民票の写し (マイナンバーの記載のないもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 貸与奨学金返還確認票の写し (学生枠)</p> <p><input type="checkbox"/> 奨学金返還証明書の写し (社会人枠) ※</p> <p>※県内就業を開始した以降の日付のもの (県内就業開始後すみやかに奨学金の貸与期間に請求してください)</p> <p><input type="checkbox"/> 個人事業主の場合、開業届の写し</p> <p>【就業2年目・3年目】</p> <p>該当する場合 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合、前年の確定申告書の写し</p>			

【様式5】

在 職 証 明 書

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日
就業先名 (支店、営業所等まで記載)	
就業地	
本社所在地	
職名及び 職務内容	
上記就業地での 就業開始の日	年 月 日

(該当する場合☑を付けてください)

次の要件を満たし在職している

- ① 雇用主との間で6月以上(更新による継続を含む。)の労働契約を締結していること。
- ② 雇用保険の被保険者(会社役員又は個人事業主の同居親族である場合を除く。)であり、1週間の勤務時間が30時間以上であること(傷病、育児及び経済上の理由等により一時的に通常の勤務時間から短縮して勤務している場合を除く。)

上記について、間違いのないこと及び当社に在職していることを証明します。

年 月 日

事業所所在地

事業所名称

代表者名

☑【証明書作成者】

所 属			
担当者名		電話番号	

県または市町村の担当者が電話確認する場合があります。

【様式6】

令和 年 月 日

鶴岡市長 殿

氏名 _____

居住・就業報告書

令和8年度つるおかエール奨学金返済支援事業募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

ふりがな			
氏名			
生年月日	(西暦) 年 月 日	性別	
住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			
就業先名称 (支店、営業所等 まで記載)			
所在地	〒		
本社所在地	〒		
添付書類	<input type="checkbox"/> 在職証明書(様式5) (任意様式可) <input type="checkbox"/> 住民票の写し (マイナンバーの記載のないもの)		

【様式7】

令和 年 月 日

鶴岡市長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

求職・離職期間延長承認報告書

令和8年度つるおかエール奨学金返済支援事業募集要項の規定に基づき、求職・離職期間を延長したいので、下記のとおり報告します。

記

1 求職・離職期間延長理由

【様式8】

令和 年 月 日

鶴岡市長 殿

氏名 _____

認定辞退報告書

令和 年 月 日付け 政 号で通知のあった助成候補者の認定について、下記の理由により辞退したいので、報告します。

記

1 辞退理由

- () 奨学金不貸与のため
- () 大学等を途中で退学したため
- () 市外に就業し、今後市内に就業する見込みがないため
- () 市外に居住したため
- () 公務員として就業したため
- () その他 ()

【記入者】

氏名				
生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日			
住所				
続柄	_____ ※候補者からみでの続柄			
連絡先	電話		メール	